第9章 日暮里・舎人ライナー軌道等保守工事編

第1節 一般事項

9 . 1 . 1

一般事項

(1) 適用範囲

本章は、当局が施行する日暮里・舎人ライナーの軌道等保守工事に適用する。

(2) 関連規程

用語の意味、その他日暮里・舎人ライナーの軌道等保守工事上の注意事項は、 この仕様書に示したもののほか下記によるものとする。

○ 東京都日暮里·舎人線運転取扱心得

(平成20年3月30日付19交電車第1705号)

○ 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設実施基準

(平成27年4月1日付26交建工第1618号)

○ 東京都日暮里・舎人ライナー十木施設整備マニュアル

(平成20年3月30日付19交建工第1280号)

○ 東京都日暮里・舎人線事故災害取扱要領

(平成20年3月25日付19交電車第1717号)

○ 東京都日暮里・舎人線保守用車使用要領

(平成20年3月30日付19交電車第1725号)

(3) 関係先との協議

受注者は、工事に先立ち道路管理者、交通管理者その他関係先と打合せを行い、工事に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(4) 沿線住民への対応

受注者は、必要に応じて沿線住民に工事のPRを行わなければならない。

(5) 作業時間

線路内の作業時間は、原則き電停止確認後からき電開始30分前までとし、 後片付けまで終了し、走行路内から退出しなければならない。ただし、監督員 の指示がある場合は、これに従わなければならない。

(6) 作業終了時の確認

作業終了時の確認は、「1.4.7 営業線に係わる安全管理(3)作業終了時の措置」によるものとする。

(7) 事故防止

受注者は、営業時間内において、建築限界内又は建築限界に接近した位置で 作業をする場合は、列車警戒員を配置して列車の安全運行及び作業員の安全確 保を図らなければならない。

(8) 施設の損傷

「7.1.1 一般事項(7)施設の損傷」によるものとする。

(9) 電力及び用水設備の使用

受注者が工事に必要な当局の電力及び用水設備を使用する場合は、無償とする。

なお、使用する設備については、監督員の確認を受けなければならない。

第2節 材料の取扱い及び運搬

9 . 2 . 1

一般事項

(1) 適用範囲

「7. 2. 1 材料の取扱い及び運搬 (1) 一般事項」によるものとする。

(2) その他

受注者は、工事材料の積込み又は取卸しを行う際には、損傷を与えないよう に注意しなければならない。

第3節 工事

9 . 3 . 1

一般事項

(1) 一般事項

受注者は、軌道の整備作業を行った場合は、作業前後の測定結果を提出しなければならない。

その報告様式は、「東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル」に記載された様式とする。

(2) 機器の使用

受注者は、当局機器の一時使用に当たって事前に監督員と打合せを行い、必要な手続きを行わなければならない。

9 . 3 . 2

保守用車の運転

(1) 保守用車の取扱い

保守用車を使用する場合の取扱いについては、「東京都日暮里・舎人線保守 用車使用要領」の定めるところによる。

(2) 保守用車の運転

保守用車の運転は、受注者が行うものとする。

また、保守用車の運転者は、「保線作業認定要領」に基づき、当局の認定を受けた者でなければならない。

(3) 遵守事項

受注者は、保守用車の運転に当たり、「東京都日暮里・舎人線保守用車使用 要領」及び監督員の指示により、準備作業、走行速度、走行中の注意事項及び 分岐器部通過時の注意事項等を遵守しなければならない。

9.3.3

工事

(1) 整備基準値

工事の整備基準値は、「東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル」に規定の「表 9.3-1 走行路の整備基準値」、「表 9.3-2 案内軌条の整備基準値」により実施すること。

表9.3-1 走行路の整備基準値

線別	整備基準値			
項目	本線(mm)	重要側線(mm)	側線(mm)	
水準	± 8	± 8	± 8	
高 低	3 mスパンの中央で±7	3 mスパンの中央で±7	3 mスパンの中央で±7	

表9. 3-2 案内軌条の整備基準値

線別	整備基準値		
項目	本線(mm)	重要側線(mm)	側線(mm)
軌条間隔	-0, +10	-0, +10	-0, +10
通り	3 mスパンの中央で±5	3 mスパンの中央で±5	3 mスパンの中央で±5
軌条の取付高	± 7	± 7	± 7
継目段差	2	2	2

(2) その他

工事施工中に軌道施設、構築物、その他施設等に異状を発見したときは、速 やかに監督員に報告し、その指示に従い応急措置を講じ、復旧に努めなければ ならない。